

地域集会所整備費 補助金申請の手引き

問い合わせ先

〒723-8601

三原市港町三丁目5番1号

三原市経営企画部地域企画課地域振興係

電話：(0848)67-6184 FAX：(0848)64-7101

E-mail：chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp

令和6年4月作成

1 趣旨

三原市内の町内会等の設置に係る地域集会所の整備を促進するため、町内会等の行う地域集会所の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助の対象となる地域集会所

町または字等を単位として組織された町内会等において設置し、管理する集会所で次の要件を備えたものとします。

- (1) 地域住民の連帯意識を高め、福祉の向上を図るために必要な自治活動の場としての公共的目的をもって設置され、地域住民の総意に基づいて平等に利用できるものであること。
- (2) 地域住民により適正に管理運営されるものであること。
- (3) 地域住民の共同の財産であること。

☑ただし、次の集会所は補助の対象となりません。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はこれらの団体の出資による法人により建設される集会所
- (2) 法人がその従業員の住宅として建設する住宅団地の集会所
- (3) 財産区財産の処分により、市から建設費の充当を受けて建設する集会所

3 補助対象経費

次の3項目について、補助対象とします。

- (1) 地域集会所の新築、改築、増築及び修繕に要する経費

「新築」・・・新しく建物を建てること。

「改築」・・・建造物の全部又は一部を新しく作りなおすこと。

「増築」・・・すでにある建物に付け加えて建築すること。建て増し。

「修繕」・・・壊れたり悪くなったりしたところを繕い直すこと。修理。

- (2) 地域集会所とするための既設建物の購入に要する経費
- (3) 集会場所変更に伴う地域集会所（建物本体全部）の解体及び除去に要する経費（新たな集会場所を確保した場合に限る。）

☑ただし、すでに市から補助金の交付を受けて建設された地域集会所で、建設後10年を経過しないものの改築、増築、修繕及び解体に要する経費は、補助対象となりません。

☑また、照明器具・電化製品及び机、椅子等の備品類の購入は補助対象外となります。

☑申請内容の事業実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。

☎ 詳しくは、担当まで
お問い合わせください。

4 補助率及び補助限度額

次の基準に従い、予算の範囲内で定めます。

補助対象		補助率	補助限度額
新築	建築費	市長が査定した額の2分の1	4,000,000円
改築	建築費	市長が査定した額の2分の1	4,000,000円
増築	建築費	市長が査定した額の2分の1	1,500,000円
修繕	修繕費	市長が査定した額の2分の1	1,500,000円
購入	購入費	市長が査定した額の2分の1	2,000,000円
解体	解体費	市長が査定した額の2分の1	1,000,000円

5 補助金額の算出方法

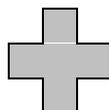
4の表により算出します。ただし、算出した額が5万円未満の場合は、補助金交付の対象となりません。

また、補助対象経費が2つ以上該当する場合は、それぞれの補助対象経費について算定した額の合算額とし、その補助限度額は400万円です。

(例) 集会所の増築と修繕の場合

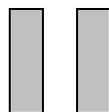
増築費①

市長が認めた額（補助対象額）に、2分の1を乗じて得た額とする。



修繕費②

市長が認めた額（補助対象額）に、2分の1を乗じて得た額とする。



増築費①+修繕費②=補助額

補助限度額 3,000,000円

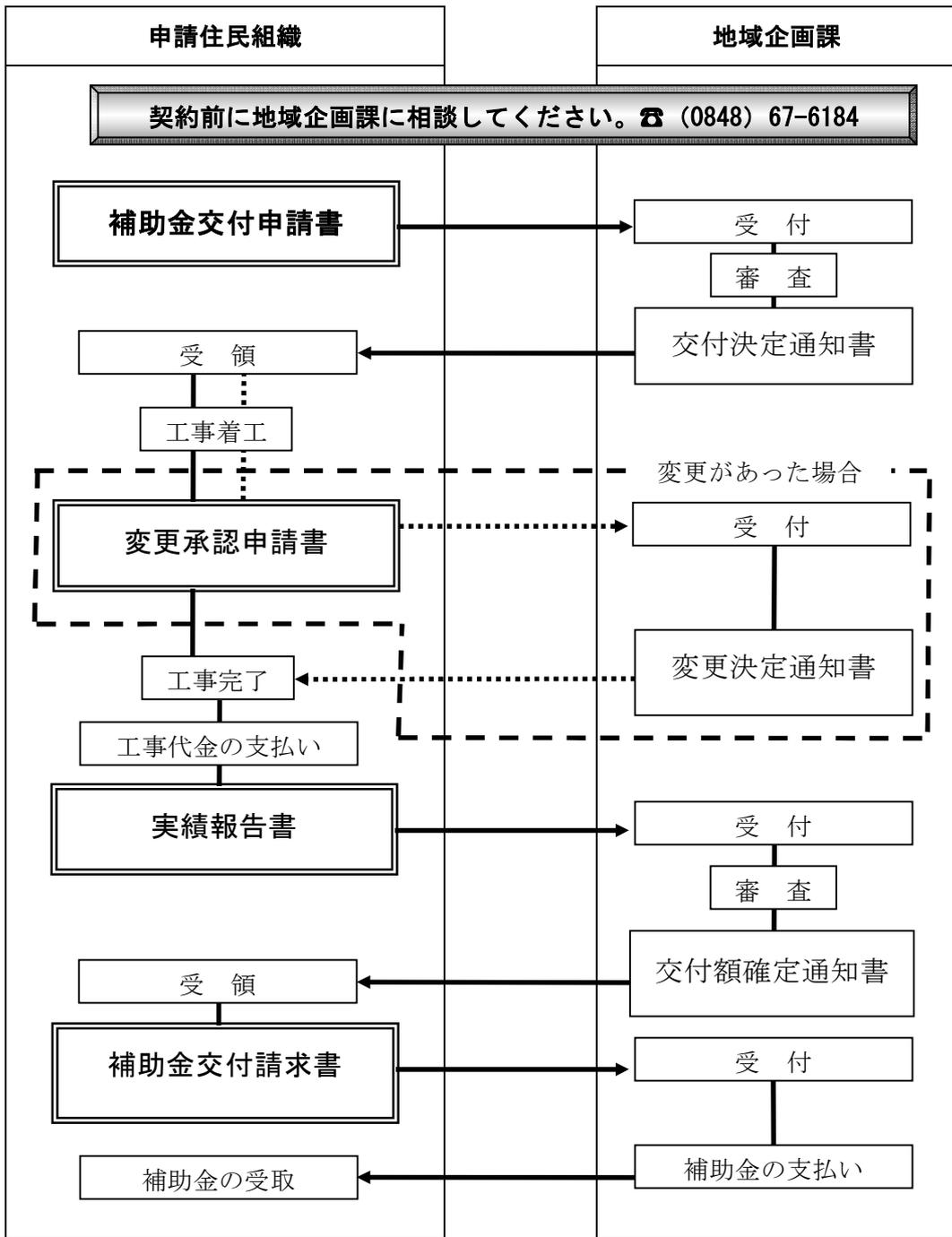
6 申請時に必要な書類

申請時に必要となる書類は次のとおりです。

なお、工事見積書は原則2社以上の見積書を取ってください。

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 収支予算書（様式第2号）
- 工事見積書（内訳明細書があるもの）
- 図面一式（位置図・平面図・姿図等）
- 工事場所周辺地図
- 工事施工前写真

7 申請手続きの流れ



7 その他

この補助金は、三原市補助金等交付規則に規定するもののほか、三原市地域集会所整備費補助金交付要綱によるものです。